

連載
3回

資源節約・環境友好型社会を目指す 中国政府と日本企業の取るべき対応 (3)

野村総研(上海)諮詢有限公司 主任コンサルタント 天野宏欣

前回は地方政府や企業に対する目標設定と責任制度を整理したが、このような中央政府の環境・資源管理強化の根拠となる法律法規の改定、新設が進められている。2008年は、省エネルギー法と水污染防治法がそれぞれ改定され、4月と6月にそれぞれ施行された。今後も法規制の強化は進むと考えられ、日本企業も法規制リスクへの対応が迫られる。

③ 中央政府は取り組みの根拠となる法律法規の整備を進める

法規の改正と立法が進む

前回までに紹介した中央政府の宣伝強化や、目標設定と責任制度の管理方式の他に、中央政府のもう一つの取組みに法規の改正と立法がある。11次五年計画画期では、環境基本法である環境保護法の改定をはじめ、企業の環境管理に重要な影響を与える環境損害賠償法の制定や、水質汚染防止法の改定等、複数の環境関連法の制定、改定が計画されている。現段階では、研究段階のもの、ドラフトが出来ているもの、既に審議が始まっているものがそれぞれあるが、既に改定された省エネ法と水污染防治法について、簡単に紹介する。

(1) 改定省エネルギー法

1998年から中国で施行された旧省エネルギー法は、エネルギーの合理的使用に関する義務・責任を定め、省

エネルギー技術の進歩を目指したが、中国のエネルギーの浪費を食い止めるだけの制度設計にはなっていないため、日本の省エネ法も参考にしながら、様々な議論を経て、改定法が2008年の4月から施行された。特徴として3点挙げると：

- ① 工業生産部門が中心だった規制対象が民生や運輸部門にも広げられた
- ② 地方政府を責任制度で縛る一方で、計画や実施に関する規定制定の権利を与えた
- ③ エネルギー消費の多い指定の重点部門・重点工場の管理が強化された

それぞれの都市が取り組むべき優先課題が分かりやすくなった。(2) 例えば、大手鉄鋼企業を市外に移転させ、エネルギー多消費型産業が少なくなつた北京市では、都市部の省エネ、特に建築物の省エネが喫緊の課題となるため、オフィスビルや住宅に対する省エネ措置を市政府が強化しつつある。

(2) 改定水污染防治法

1996年に作られた水污染防治法をもとにした中国の水汚染管理制度は、「守法成本高、違法成本低」(法律を守るためのコストが高く、法律を違反するためのコストが低い)と揶揄されてきた。2005年末の吉林省の石油化学工場事故による松花江の汚染をはじめ、全国各地の水汚染事故が相次いだため同法の改定が進められ、08年6月1日から施行された。特徴として3点挙げると：

- ① 汚染発生源である地方政府の責任を明確にすると同時に、流域単位で各地方政府が基準策定等を共同で行うことが定められた
- ② 重点的な汚染物に対して総量規制を実施し、未達成企業やその管理者である地方政府の実施状況について、上位の政府機関が公表することが定められた
- ③ 罰則と行政の権限が強化され、刑事責任の追及にも含みを残した

また法律の実施に関する細則や地方政府の条例等が公布されていないが、流域単位での管理と総量規制の組み合わせを考えると、流域全体で一定の汚染排出上限を設けて総量管理を行う場合、

他の企業の汚染排出の度合いによって、自社の工場の生産量にも影響が出てくる可能性も考えられる。

まずは法規制リスクへの対応を

各種環境基準の管理も厳格になってきているため、日本企業は一層環境に配慮した経営を行うことが重要になる。何らかの対応が必要になってくるときに備えて、社内・工場内のコンプライアンスの強化は当然進めるべきである。また、将来の対応に備えて、自社がどれだけのコストをかけて、どれだけのエネルギー消費や汚染排出を削減できるポテンシャルがあるかの把握は、早い段階で始めていい取組みである。

また、重要なのが政府の管理部門との情報交換である。自社の環境への取組みの紹介と同時に、所在地の政府や管理委員会が今後どのような行動を考えているかの確認を行うことで、予め対応を検討することができる。



プロフィール：
天野宏欣 (上海) 諮詢有限公司 主任コンサルタント
野村総研(上海)諮詢有限公司 主任コンサルタント
野村総研(上海)諮詢有限公司 主任コンサルタント
野村総研(上海)諮詢有限公司 主任コンサルタント

野村総研(上海)諮詢有限公司
上海市淮海中路1045号淮海國際廣場9F
TEL: (021) 5465-9980 FAX: (021) 5465-9981
URL: <http://www.nri.com.cn>